

平成 28 年度 第 2 回
海老名市都市計画審議会
資 料

平成 28 年 6 月 23 日 (木) 開催
市役所 6 階 議員全員協議会室

【議 題】

- 1 (仮称)海老名市住みよいまちづくり条例の制定について
(諮問)

まちづくりに関する条例について

《 諮 問 》



平成28年 6月23日

平成28年度 第2回都市計画審議会

海老名市の都市（まち）の課題

- ① 海老名駅周辺以外の拠点整備
- ② 良好な住環境の維持、保全
- ③ 古い建物を抱えた既存市街地の再整備
- ④ 様々な開発事業への適切な対応
- ⑤ 少子高齢化、人口減少など社会現象への対策



平成28年2月 かがやき持続総合戦略を策定

海老名市かがやき持続総合戦略

基本目標 1

若者の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標 2

まちのかがやきを持続する拠点性を高める

基本目標 3

元気な産業活動を支えるまちの基盤づくり

基本目標 4

まちの魅力向上とシティーセールスの推進

取り組みの方向性

基本目標 2

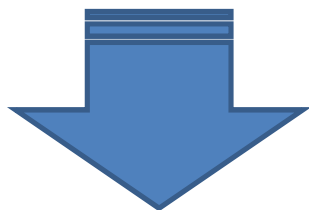
- まちのかがやきを持続する拠点性を高める
 - 計画的で秩序あるまちづくりを促進
 - 既成市街地の良好な住環境の形成
 - 地域拠点の駅及び周辺都市施設の検討

基本目標 4

- まちの魅力向上とシティーセールスの推進
 - 住みたい住み続けたいまちづくりの推進
 - 都市計画の見直し
 - 地区計画の導入
 - 開発指導による計画的で秩序あるまちづくりの推進

まちづくりの課題への対応

- ① 選択と集中による市街地整備の推進
- ② 市民、事業者、行政による
まちづくりのルール化
- ③ 既存の住環境を守るための制度の確立
- ④ 環境浄化のための建築物などの規制
- ⑤ まちづくりに配慮した開発指導基準の確立



まちづくりに関した条例の検討

周辺自治体の状況

- 大和市 → **みんなの街づくり条例**
市民、事業者、市の協働による総合的かつ計画的な街づくりを推進
- 厚木市 → **住みよいまちづくり条例**
総合的かつ計画的な街づくりを推進
- 平塚市 → **まちづくり条例**
市の魅力、特性をいかし賑わい安心して住み続けるまちの実現
- 秦野市 → **まちづくり条例**
みどり豊かな暮らしよい都市（まち）の実現
- 伊勢原市 → **地域まちづくり推進条例**
地域の特性に応じた良好なまちづくりの実現

条例のイメージ（案）

ポイント 1 市民協働のまちづくり

ポイント 2 市民提案のまちづくり

ポイント 3 地域へ配慮したまちづくり

ポイント 4 環境の浄化と保全を目指した
まちづくり

市民協働のまちづくり（案）

ポイント 1

- 市民、事業者及び市がまちづくりの課題に対して積極的に取り組むための「エリア」や「計画」を定めるための制度を定めます。

→ **（仮称）まちづくり重点地区**



市民提案のまちづくり（案）

ポイント²

○ 市民が自発的に自主的ルールを定めることができる制度を定めます。

→ **（仮称）提案型地区計画**



地域へ配慮したまちづくり（案）

ポイント 3

- 開発事業等を行う場合には、地域への周知を行わなければならないことを定めます。
- 特殊な建物や土地利用では、地域への周知とともに、協議を行うことを定めます。



環境の浄化と保全を目指した まちづくり（案）

ポイント 4

- 周辺の環境に大きな影響を与える恐れがある建物などを建設する場合は、事前に市長の同意を必要とします。
- 遊技場やラブホテルの建築禁止区域を定めます。

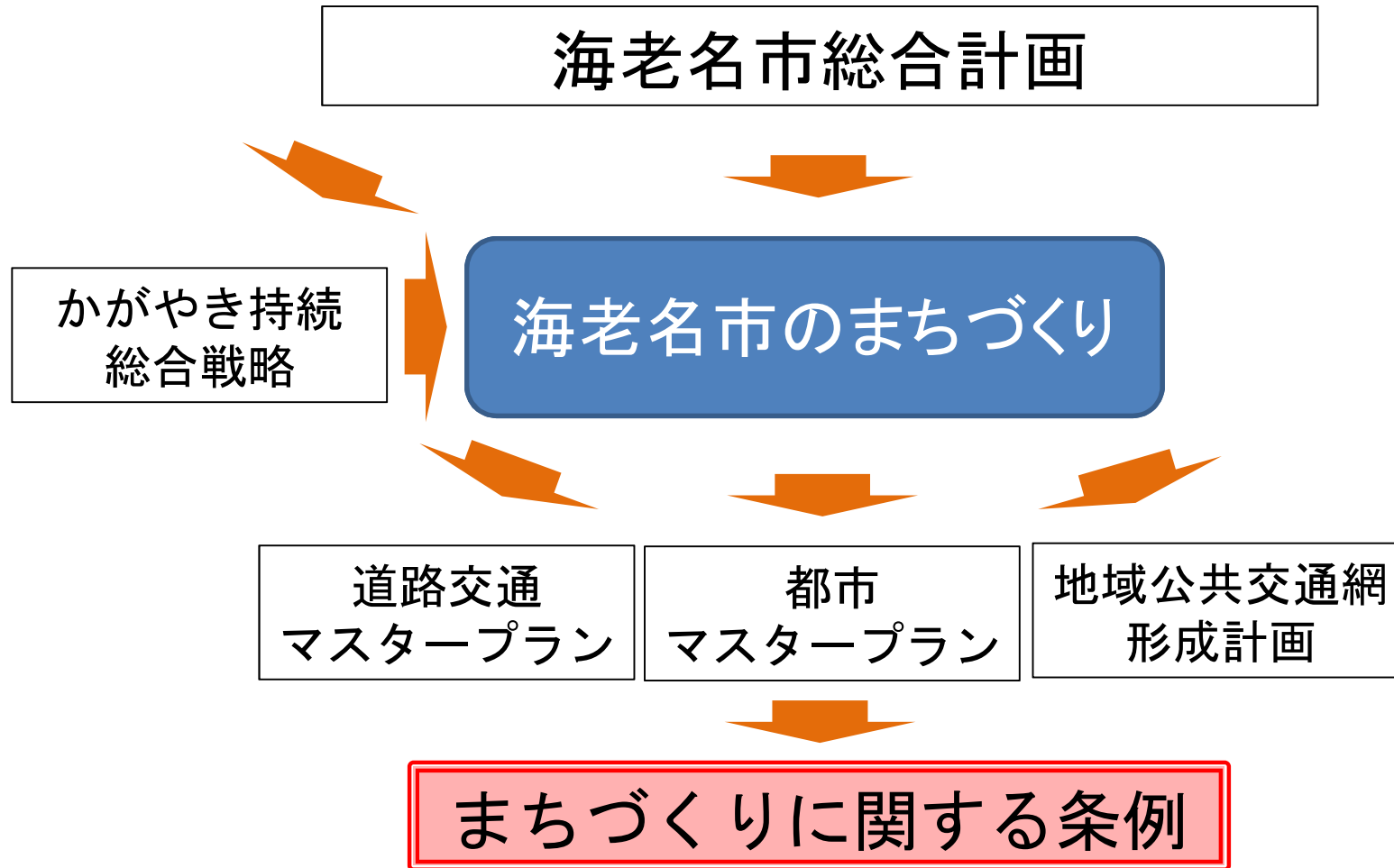


開発指導要綱を見直した 新たな開発指導基準（案）

- 公共性が低い開発道路へ対応するもの
- 利用が限定される小規模な提供公園に代わるもの
- 保育園、小中学校の受け入れに関するもの
- 住宅1戸当たりの敷地面積の最低基準など



条例（案）の位置付け



今後のスケジュール

- | | | |
|-------|-------|-------------------------|
| 平成28年 | 6月23日 | 都市計画審議会に諮問 |
| 平成28年 | 7月頃 | 庁内関係課との調整開始 |
| 平成28年 | 8月頃 | 都市計画審議会での条例案指針の答申 |
| 平成28年 | 9月 | 定例会 経済建設常任委員会にて条例案指針の報告 |
| 平成28年 | 秋頃 | パブリックコメント実施
(予定) |
| 平成29年 | | 議会への条例議案提出 |

(仮称) 住みよいまちづくり条例 制定に向けたスケジュール案

年 月	項 目	内 容
平成28年 6月	平成28年度第2回都市計画審議会（23日）	条例制定についての諮問
7月	都市計画審議会第1回専門部会 庁内関係課との調整開始	市民協働のまちづくりについて審議
8月	都市計画審議会第2回専門部会 ※ 状況により専門部会の追加開催 平成28年度第3回都市計画審議会	開発及び土地利用規制について審議 指針及び骨子案について答申
9月	平成28年第3回定例会 経済建設常任委員会 ※ 条文案作成作業開始	都市計画審議会からの答申等について報告
10月	都市計画審議会第3回専門部会	条例の概要全体審議
11月	平成28年度第4回都市計画審議会 パブリックコメント実施	条例概要について答申
12月		
平成29年 1月	平成28年度第5回都市計画審議会	条例案の審議
3月	法令審査	
4月	議会上程（3月又は6月）	
6月		

神奈川県など関係機関協議

※ 議会承認後 1～2カ月の周知期間を設け条例施行

海老名市都市計画審議会専門部会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、海老名市都市計画審議会条例（昭和45年4月1日 条例第6号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、条例第2条各号に関する特別な専門事項の調査審議（以下「特別審議」という。）のため、海老名市都市計画審議会専門部会（以下「専門部会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 専門部会は、海老名市都市計画審議会（以下「審議会」という。）に属する委員のうちから審議会会長が指名する委員若干名で組織する。

(座長等)

第3条 専門部会に座長を置き、当該部会に属する委員のうちから審議会会長が指名する。

- 2 座長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第4条 専門部会の会議は、審議会会長が認めた特別審議のため座長が招集する。

- 2 専門部会は、部会委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 専門部会は、原則公開とする。ただし、海老名市情報公開条例（平成14年10月2日 条例第32号）第7条各号に該当すると認められる情報を含む事項を調査審議する場合であって、会議を公開しないことを出席委員の過半数をもって決定したときは、この限りではない。

4 座長が必要と認めるときは、部会委員以外の者の部会への出席を求め、助言を受けることができる。また、部会委員以外の者をオブザーバーとして専門部会に参加させることができる。

(審議会への報告)

第5条 座長は、専門部会の調査審議結果を審議会に報告する。

(庶務)

第6条 専門部会の庶務は、まちづくり部都市計画課が所掌する。

(廃止)

第7条 専門部会は、次の一に該当した場合、廃止するものとする。

(1) 特別審議事項の調査審議が終了したとき

(2) 審議会で専門部会廃止の決議がなされたとき

(施行の細目)

第8条 この要綱で定めるもののほか、専門部会の運営その他必要な事項は、座長が定める。

附則

この要綱は、平成28年6月22日から施行する。